

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

○宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税 務 課) 一

告 示

○有害図書類の指定

(共同参画社会推進課) 一一

○病院の開設等に関する指導要綱の一部を改正する告示

(医療政策課) 一一

○県立自然公園の公園事業の決定

(観光戦略課) 一二

○保安林の指定施業要件の変更

(森林整備課) 一二

○道路の供用開始

(道 路 課) 一二

○土地改良区の定款変更の認可

(仙台地方振興事務所) 一二

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

(北部地方振興事務所) 一三

○土地改良事業計画変更の認可

(東部地方振興事務所) 一三

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(二件)

(契 約 課) 一三

選挙管理委員会

○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数

一三

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数

一四

規 則

宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年六月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十四号

宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県県税条例施行規則(昭和二十九年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

別表様式第四十四号の項中「個人県民税徴収状況報告書」を「個人県民税徴収状況報告書(その一)」に改め、同表様式第四十五号の二の項中「個人県市町村民税徴収・滞納処分状況通知書」を「個人県市町村民税及び森林環境税徴収・滞納処分状況通知書」に改める。

様式第四十号の二を次のように改める。

様式第40号の2

第 号
年 月 日

宮城県

所長 殿

市町村長

個人県民税払込通知書

年 月収入（ 年度歳入）分を下記のとおり払い込んだので通知します。

区	分	本 税	延 滞 金	過 小	不 申 告	重 加	計	払 込 年 月 日
今 回 払 込 額	現 年							
	滞 繰							

県民税払込額算出の内訳

月 日現在 区市町村民税・森林環境税収入済額				個人県民税相当額		特定 ^{あん} 按分率	県 民 税 未 収 入 額 (4・5月末のみ)	備 考	
区	分	本月分	累 計	本月分	累 計	確定 ^{あん} 按分率			
現 年 度 分	本 税					-----			
	延 滞 金					-----			
滞 納 繰 越 分	令和6年度以降 に課した個人県 民税の徴収金に 係 る も の	本 税				-----			
		延 滞 金				-----			
	平成19年度から 令和5年度まで に課した個人県 民税の徴収金に 係 る も の	本 税					-----		
		延 滞 金					-----		
	平成18年度まで に課した個人県 民税の徴収金に 係 る も の	本 税					-----		
		延 滞 金					-----		

様式第四十号の三を次のように改める。

様式第40号の3

個人県民税払込清算書 (年度分)							
						年 月 日	
宮城県		所長 殿		市町村長			
宮城県県税条例第35条の規定に基づく宮城県県税条例施行規則第23条の3の規定により下記のとおり報告します。							
現年課税分	3月31日現在の本年度の収入となるべき課税額	県 民 税	円	3月31日現在の確定 ^{あん} 按分率 (円位まで正しく計算されるもの) ①	0.		
		市 町 村 民 税	円				
		森 林 環 境 税	円				
		計	円				
	区 分	本 税 (円)	延滞金 (円)	加算金 (円)	計 (円)		
	3月31日現在の市町村及び県が収入した県・市町村民税及び森林環境税の合計額 ②						
	確定 ^{あん} 按分率により県民税として県に払い込むべき額 (①×②)③						
3月31日までに県民税として県に払い込んだ額 (県が徴収した県民税の額を含む。) ④							
4月に払い込むべき額 (③-④)							
滞納繰越分	3月31日現在の調定額	県 民 税	円	3月31日現在の確定 ^{あん} 按分率 (円位まで正しく計算されるもの) ⑤	0.		
		市 町 村 民 税	円				
		森 林 環 境 税	円				
		計	円				
	区 分	本 税 (円)	延滞金 (円)	加算金 (円)	計 (円)		
	3月31日現在の市町村及び県が収入した県・市町村民税及び森林環境税の合計額 ⑥						
	確定 ^{あん} 按分率により県民税として県に払い込むべき額 (⑤×⑥)⑦						
3月31日までに県民税として県に払い込んだ額 (県が徴収した県民税の額を含む。) ⑧							
4月に払い込むべき額 (⑦-⑧)							

様式第四十二号を次のように改める。

様式第四十四号中「様式第44号」を「様式第44号（その1）」とし、「加算金」を「加算金（令和5年度以前に賦課したものの）」とし、「確定あん分率」を「確定^あ抜分率」に改め、同様式を第四十四号（その1）とし、同様式の次に次の様式を加える。

様式第四十五号の二十「個人県市町村民税徴収・滞納処分状況通知書」や「個人県市町村民税及び森林環境税徴収・滞納処分状況通知書」の「第48条第7項」や「第739条の5第7項」を改める。
様式第四十六号を次のように改める。

様式第46号

個人県民税徴収取扱費計算書				(年 月から 年 月まで)	
宮城県		所長 殿		年 月 日	
				市町村長	
宮城県県税条例第37条の規定により下記のとおり提出します。					
区 分	計算基礎 ①	①に乗ずる金額 又は 率 ②	取 扱 費 (①×②) (円)	(銭)	
賦課決定(既に確定した税額の変更に係るものを除く。)した個人県民税の納税義務者数	当該年度 ③	人	円		
	取 過 年 度 賦 分 課	平成19年度及び20年度の賦課取消分 ④	人	4,000円	
		平成21年度及び22年度の賦課取消分 ⑤	人	3,300円	
		平成23年度以降の賦課取消分 ⑥	人	3,000円	
	③-④-⑤-⑥	⑦	人	/	
調 定 令 和 6 年 度 以 降 の 係 分	還付充当した個人県・市町村民税に係る過誤納金額 ⑧	件	円	あん 按分率	
	⑧に係る還付加算金額 ⑨	件	円	あん 按分率	
	法第321条第2項の規定による報奨金額 ⑩	件	円	あん 按分率	
調 定 令 和 5 年 度 以 前 の 係 分	還付充当した個人県・市町村民税に係る過誤納金額 ⑪	件	円	あん 按分率	
	⑪に係る還付加算金相当額還付加算金額 ⑫	件	円	あん 按分率	
	法第321条第2項の規定による報奨金額 ⑬	件	円	あん 按分率	
法第47条第1項第5号に規定する所得割額から控除できなかった金額 ⑭		/			
平成18年度までに賦課決定をされたもの	個人県民税納税通知書等 ⑮	通数	円		
	県に払い込んだ個人県民税に係る徴収金の金額(本税・延滞金・加算金の合計) ⑯	円	7/100		
合 計 額 (⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)			⑰		
7月, 10月, 1月における各期別の交付額 = ⑰ / 4					
7月, 10月, 1月における各期別の交付額 = ⑰ / 4 (1円未満切捨)					
月 从 月 までの交付済額 (1円未満切捨)			⑱		
4月交付額 (⑰ - ⑱, 1円未満切捨)			⑲		
摘 要					

(備考) この計算書は、4月から6月まで、4月から9月まで、4月から12月まで及び4月から翌年3月までの各期間の事実に基づき年4回提出すること。

なお、7月提出分については⑱及び⑲、10月, 1月提出分については⑲の記載を要しない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の宮城県条例施行規則の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税、個人の市町村民税及び森林環境税について適用し、令和五年度分までの個人の県民税及び個人の市町村民税については、なお従前の例による。

告 示

○宮城県告示第四百二二号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

令和六年六月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種 類	図 書 類 の 名 称	発 行 所
一	雑 誌	mini SUGAR 7月号 18425107	株式会社秋水社
二	雑 誌	Petit Rose vol. 68 08878106	株式会社秋水社
三	雑 誌	実話ナックルズGOLDドキュメントVol. 10 68550116	株式会社大洋図書
四	書 籍	特ダネTABOO! 50 創刊50号記念号 ISBN9781418921217321	株式会社インテルフイン
五	書 籍	芸能お宝最新特報 BUZOOOON!!! VOL. 18 ISBN9781418921217371	株式会社インテルフイン
六	雑 誌	3 実話BUNKAタブー7月号2024 05375107	株式会社コアマガジン
七	雑 誌	裏モノJAPAN7月号2024	株式会社鉄人社

01805107

二 指定理由

図書類の内容が、一、二の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、三から七の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、かつ著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第四百三三号

病院の開設等に関する指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年六月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

病院の開設等に関する指導要綱の一部を改正する告示

病院の開設等に関する指導要綱(平成五年宮城県告示第九百二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「第二号」を「第三号」に改め、同号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 病院等 法第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所をいう。
第四条第一項中「第六条第二項」の下に「から第四項まで」を加え、「病院又は診療所」を「病院等」に改め、同条第三項第二号中「二次医療圏内」の下に「(精神病床、感染症病床及び結核病床にあつては、県全域。以下同じ。)」を加える。

第六条第二項を次のように改める。

2 知事は、第四条第一項の協議を受けた場合において、次の各号に該当するときは、病院等の所在地を含む構想区域に関する事項を所掌する地域医療構想調整協議に協議し、宮城県医療審議会の意見を聴いて、当該第四条第一項の協議に係る開設者等に対し、必要な指導を行うものとする。

一 当該第四条第一項の協議に係る構想区域における療養病床及び一般病床の数の合計が、医療計画において定める当該構想区域における法第三十条の四第二項第七号イに規定する将来の病床数の必要量の合計に既に達しているとき、又は当該第四条第一項の協議に係る病院の開設等によつてこれを超えることになるとき。

二 新たに整備される病床が担う予定の医療機能が、当該構想区域における不足する医療機能以外の医療機能となつており、又は当該構想区域における不足する医療機能について、既存の医療機能の将来の機能転換の意向を考慮してもなお充足する見通しが立たないとき。

三 病院の開設等による療養病床及び一般病床の病床数の増加分と当該療養病床及び一般病床の既

存病床数の合計が医療計画で定められた病院等が所在する二次医療圏の基準病床数を超えるとき。
 四 その他地域医療に与える影響が特に大きいと認めるとき。
 第六条中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 知事は、第四条第一項の協議を受けた場合において、当該協議が精神病床の設置又は増加を行うとするとするものであるときは、宮城県医療審議会の意見を聴いて、当該協議に係る開設者等に対し、必要な指導を行うものとする。

4 知事は、第四条第一項の協議を受けた場合において、当該協議が感染症病床又は結核病床の設置又は増加を行うとするとするものであつて、かつ、病床の種類ごとの病床数の増加分と当該病床の種類ごとの既存病床数の合計が医療計画で定められた基準病床数を超えるときは、宮城県医療審議会の意見を聴いて、当該協議に係る開設者等に対し、必要な指導を行うものとする。

附 則

この告示は、令和六年六月十四日から施行する。

○宮城県告示第四百四号

県立自然公園条例（昭和三十四年宮城県条例第二十号）第七条第一項の規定に基づき、県立自然公園二口峡谷に関する公園事業を次のとおり決定した。

この公園事業の関係書類は、宮城県庁（経済商工観光部観光戦略課）、宮城県仙台地方振興事務所及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年六月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路
 歩道

路線名	区 間
奥新川線	起点―宮城県仙台市（奥新川） 終点―宮城県仙台市（奥新川）

○宮城県告示第四百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和六年六月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 大崎市（次の図に示す部分に限る。）
 二 保安林として指定された目的
 風害の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 大崎市（次の図に示す部分に限る。）

(一) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和六年六月十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年六月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
一般国道	三四九号	伊具郡丸森町大張川張字館七八番一地从先から 同郡同町大張川張字館二四番一地从先まで	令和六年 六月十四日

○宮城県告示第四百七号

大和町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和六年五月十三日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和六年六月十四日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 佐藤 静哉

○宮城県告示第四百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、鬼首土地改良区役員 の 就 任 及 び 退 任 に つ い て、 次 の と お り 届 出 が あ っ た。

令和六年六月十四日

宮城県北部地方振興事務所

所長 稲村 伸

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
令和六年五月一日	高橋 勇	大崎市鳴子温泉鬼首字中田野四十六番地二	監事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
令和六年四月一日	高橋 初雄	大崎市鳴子温泉鬼首字田野原二十四番地二	監事

○宮城県告示第四百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、登米市豊里町土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を令和六年六月五日認可した。

令和六年六月十四日

宮城県東部地方振興事務所

所長 石川 佳洋

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和六年六月十四日

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 ローター除雪車（二・六m幅） 一台
宮城県知事 村井 嘉浩

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和六年五月十五日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社NICHIIJO 北海道札幌市手稲区曙五条一ー十

五 落札金額 五千五十万円（消費税及び地方消費税を除く。）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和六年四月五日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和六年六月十四日

宮城県知事 村井 嘉浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 除雪ドーザ（十一t級） 一台

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和六年五月十五日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 コマツカスタマーサポート株式会社 東京都港区白金一ー十七ー三

五 落札金額 千五百九十五万円（消費税及び地方消費税を除く。）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和六年四月五日

選挙管理委員会

○宮選管告示第六十九号

令和六年六月三日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のと

おりである。

令和六年六月十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三八、〇八八

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三三八、〇四六

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青葉選挙区	八三、〇八九	岩沼選挙区	一一、〇七六
宮城野選挙区	五三、〇三六	登米選挙区	二一、〇五五
若林選挙区	三九、〇四五	栗原選挙区	一七、九九一
太白選挙区	六五、八四五	東松島選挙区	一〇、八八三
泉選挙区	五九、三二一	大崎選挙区	三五、二〇四
石巻・牡鹿選挙区	四〇、三六七	富谷・黒川選挙区	二五、五二五
塩釜選挙区	一四、九六二	柴田選挙区	二二、四四二
気仙沼・本吉選挙区	二〇、三〇八	亘理選挙区	一一、八三二
白石・刈田選挙区	一一、六一三	宮城選挙区	一三、七五三
名取選挙区	二一、七九五	加美選挙区	七、九六五
角田・伊具選挙区	一一、二七八	遠田選挙区	一〇、九七七
多賀城・七ヶ浜選挙区	二二、四三七		

○宮選管告示第七十号

令和六年六月三日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和六年六月十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

三三八、〇四六